

令和4年度第4回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和4年7月12日(火) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	西村	辰寿	14番	西田	悦子	
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一	
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子	
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝	
	8番	田中	正則	9番	山寄	幸臣	
	10番	中田	典昭	11番	山根	祐一	

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野	大樹
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	上田	正人
	佐藤	洋一	山本	知司
	上月	清	西村	昭二
	保田	公範	公賀	義高
	白岩	義広		

4. 欠席委員 小椋 武 竹内 俊雄

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 3番 今井光秋委員、4番 綾木晴子委員
- 第2 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
 - 2 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
 - 3 農地法施行規則第29条の規定による転用届について
 - 4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 第6 議案第4号 非農地証明について
- 第7 議案第5号 農用地利用集積計画案の決定について
- 第8 議案第6号 農用地利用配分計画案について
- 第9 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係 長 尾崎 千穂
主 事 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、小椋委員、竹内推進委員の2名です。

農業委員 出席者数 13名

農地利用最適化推進委員 出席者数 13名

定足数に達していますので、令和4年度第4回八頭町農業委員会を始めます。

今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、3番 今井光秋委員、4番 綾木晴子委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は2件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。3ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は4件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。4ページをご覧ください。今月は4件です。200㎡未満の農業用倉庫です。内容に問題ありませんでしたので受理しました。

報告4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。1件の該当事業がありました。6ページをご覧ください。八頭県土事務所の東郡家郡家私都川B改築に係る工事用道路及び資材搬入ヤードの1件です。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	<p>続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号5-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。</p> <p>受付番号5-1について説明をします。</p> <p>【議案第1号 受付番号5-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 用呂地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 2,297 m²</p> <p>土地の所在地 用呂地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 846 m²</p> <p>土地の所在地 用呂地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,117 m²</p> <p>土地の所在地 用呂地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 2,022 m²</p> <p>土地の所在地 用呂地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 2,120 m²</p> <p>土地の所在地 用呂地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 879 m²</p> <p>土地の所在地 用呂地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 675 m²</p> <p>権利の種類は、所有権移転売買です。</p> <p>理由につきましては、譲渡人は体調が良くなく、今後耕作することが見込めないため、兄弟である譲受人へ譲り渡すことで話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は、自己所有地並びに借受け農地で主に水稻を栽培されており、この度譲り受けられる農地でも主に水稻を栽培される予定です。通作については、自宅から5キロ程度であり問題はないと思われれます。</p>

-
- 事務局 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、30年以上農業に従事されていますので、問題はないと思われま
- 次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、832アールあり問題はありません。
- 最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。
- 議長（会長） この件につきましては、5番 小林孝委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
- 小林委員 報告いたします。事務局がお話されたとおりです。先ほどの報告2にありましたが合意解約をされた譲渡人の農地プラス畑があります。合わせて9,956㎡です。譲渡人にはこの春から何回かお会いしていたのですがご病気のように最近会えなくなっていました。譲受人は先ほどの説明のとおり譲渡人の実弟です。用呂出身でもありませんし全く問題ないと思っております。審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。
- 今井委員 譲渡人は先ほどの報告2で合意解約のあった借受人のご主人でしょうか。
- 小林委員 そうです。
- 今井委員 わかりました。
- 議長（会長） その他ございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
- 委員一同 （全員挙手）
- 議長（会長） 賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。
 以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。
 続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。
 受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。
-

事務局

農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について。
受付番号1-1について説明をします。

【議案第2号 受付番号1-1 朗読後、説明】

土地の所在地 塩上地内
登記地目：畑 現況地目：畑
面積 24 m²

墓地を目的とした転用です。

場所、図面など資料については、議案書の3ページから7ページに付けています。

場所については、議案書の3ページから4ページに図面を付けていますが、塩上集落の南に位置する農地になります。土地利用計画図は5ページに付けています。

転用理由につきましては、山の中にある墓地を利便性の高い当該地に移設したいとのことでした。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しを確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり適切と考えられます。

周辺農地への影響ですが、自己所有の農地に囲まれており、問題はありませぬ。雨水は自然流下で道路側溝に放流、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物はないため周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、6番 谷尾友枝委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

谷尾委員	報告します。7月7日に私一人なんですが現地の方を確認に行きました。地図でもわかるとおり現地は他にも墓地が点在していました。同じ日に代理人である行政書士さんにお話を伺いました。事務局の報告のとおりであることを確認いたしました。間違いはありませんでしたので審議のほどよろしくお願ひします。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第5議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号3-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号3-1について説明します。 【議案第3号 受付番号3-1 朗読後、説明】 土地の所在地：大江地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 45 m ² 所有権移転による露天駐車場を目的とした転用です。 場所、図面など資料については、議案書の14ページから16ページに付けています。 場所については、議案書の14ページから15ページに図面を付けていますが、大江集落内に位置する第2種農地です。土地利用計画図は16ページに付けています。 転用理由につきましては、自宅前の農地に車2台分の駐車場を整備したいとのことですが。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は

事務局	<p>集落接続です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しにより確認しました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地ですが、四方は宅地に隣接しており区長の同意は得られています。</p> <p>雨水は隣接の自然流下で既設の側溝へ放流、汚水は発生しません。</p> <p>日照、通風についてですが、建築物はないため周辺農地への影響はないと考えます。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>以上です。【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、6番 谷尾友枝委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
谷尾委員	<p>報告します。6月24日に山根委員、山本推進委員、上月推進委員、事務局と私の5人で現地確認を行いました。7月7日に 譲受人、譲渡人兩名の代理人である行政書士さんに電話しお話を聞いたところ間違いなしとのことでしたし、譲受人には7月1日にお話をお聞きし間違いなしを確認いたしました。問題はないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、受付番号 4-2 について事務局は説明をお願いします。</p>

事務局

受付番号 4-2 について説明します。

【議案第3号 受付番号4-2 朗読後、説明】

土地の所在地：船岡地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 300 m²

所有権移転による一般住宅を目的とした転用です。

場所、図面など資料については、議案書の17ページから21ページに付けています。

場所については、議案書の17ページから18ページに図面を付けていますが、下町集落の南に位置する第2種農地です。土地利用計画図は19ページに付けています。

転用理由につきましては、現在、賃貸住宅に居住しているが、子の成長に伴い、実家近くに新居を建築したいとのこと。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の融資審査結果通知書を確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。

規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は町道、西側は原野、南側は宅地、北側は原野、に隣接しており隣接地の同意は得られています。

雨水は既設の道路側溝へ、汚水は農業集落排水に接続します。区長の同意は得られています。

日照、通風についてですが、周辺に農地がないため、影響はありません。

以上です。【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、11番 山根祐一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

- 山根委員 報告します。7月7日に行政書士さんに電話をさせていただき聞き取りを行いました。譲受人ご夫妻は事務局から報告があったとおりでございます。県職員住宅に住んでおられます。今回実家の隣に土地を譲ってもらうということで話がまとまり住宅を建築しようとするものであります。集落内でもあり何ら問題ないと思いますので審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。
- 小林委員 参考のために教えていただきたいのですが集落排水の接続ですが図面で見ますと道路から離れています。集落排水の本管はたぶん道路に入っていると思いますが本管に接続されるのかご実家にある柵に接続されるのかわかれば教えてください。別に接続した場合道路掘削、新たに柵を作るなどかなりの費用負担が生じると思います。ご実家の柵に接続する方が合理的であると思ったところです。
- 議長（会長） 事務局回答できますか。
- 事務局 図面で確認したところご実家の柵に接続されるようです。
- 小林委員 わかりました。
- 議長（会長） その他ございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
- 委員一同 （全員挙手）
- 議長（会長） 賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。
続きまして、受付番号 5-3 について事務局は説明をお願いします。
- 事務局 受付番号 5-3 について説明します。
【議案第3号 受付番号5-3 朗読後、説明】
土地の所在地：宮谷地内
登記地目：田 現況地目：田
面積 1,177 m²の内 173 m²
使用貸借による一般住宅を目的とした転用です。
場所、図面など資料については、議案書の22ページから27ページに付けています。

事務局

場所については、議案書の22ページから24ページに図面を付けていますが、八頭町中央公民館から約200m南に位置する第1種農地です。土地利用計画図は26ページに付けています。

転用理由につきましては、家族の人数も増えてきたため、実家近くの農地に住居を建築したいとのことでした。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、農業公共投資の対象農地となっている第1種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の融資証明書の写しにより確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地は東側が道路、西側は田、南側は水路、北側は宅地に接しており隣接地の同意は得られています。

雨水は自然流下で既設の道路側溝へ、公共下水に接続します。区長の同意は得られています。

日照、通風についてですが、隣接農地から十分距離をとっているため、影響ありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、私が事前調査を行いましたので報告します。

この案件については令和3年12月10日の委員会で報告させていただいております。12月4日に調査したのですがこの時は貸出人からの農振除外の申請でございました。今回申請の借受人は貸出人のお子さんです。場所は宮谷公民館の隣でございましてこの土地は第1種農地であることから12月委員会で農振除外申請に対する意見を審議し、町の許可がおりたことから正式に転用申請が出され本日審議となったものです。12月委員会の審議の際と内容は変わっておりません。なお、代理人は●●（法人）でございます。申請内容に問題はないと考えます。審議のほどお願いします。

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。
今井委員	この案件の土地の使用料は有償でしょうか無償でしょうか。
議長（会長）	事務局どうぞ。
事務局	使用貸借となっております。無償です。
今井委員	わかりました。
議長（会長）	他に意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号6－4について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号6－4について説明します。 【議案第3号 受付番号6－4 朗読後、説明】 土地の所在地：稲荷地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 2,063 m ² 土地の所在地：稲荷地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,501 m ² 土地の所在地：稲荷地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 2,309 m ² 所有権移転による建築条件付売買予定地を目的とした転用です。場所、図面など資料については、議案書の28ページから34ページに付けています。 場所については、議案書の28ページに図面を付けていますが、郡家東小学校から約400m南に位置する第3種農地です。土地利用計画図は30ページに付けています。 転用理由につきましては、建築条件付売買予定地25棟を建築するためです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明し

事務局

ます。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、上下水道が埋設された道路の沿道に位置し、500m以内に郡家東小学校、郡家東保育所があるため第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の残高証明書により確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地は東、西、南側が用悪水路に隣接し北側は公衆用道路に隣接しています。水利権者と区長の同意は得られております。

雨水は自然流下で既設の農業用排水路へ、汚水は公共下水に接続します。

日照、通風についてですが、隣接農地から十分距離をとっているため、影響ありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、4番 綾木晴子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

綾木委員

受付番号6-4について報告いたします。本件については代理人である法人の担当者へ7月7日に電話にて聞き取り調査を行いました。先ほどの事務局の説明のとおり建築条件付売買予定地としての転用を目的としており申請内容について関係者は理解のうえ同意しているということでした。また、開発行為の事前協議についても現在、県及び町と適正に行っているとのことですのでございます。ゆえに、本件については問題ないだろうと判断しましたので報告いたします。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。

今井委員

先の委員会において今回申請地の北側の農地を含めて農振除外の審議を行った際、申請地は小学校がある保育所がある東郡家駅もある。栄える地域であると発言し、道路整備について意見を言ったところでした。何度も言うようですが八頭町の考えとして現在農道となっている区間を町道認定し道路を広げるとか県道に編入するのか

-
- 今井委員 検討して欲しいと何度も言ったところですが返事がありません。どうなっているのでしょうか。
- 議長（会長） 事務局は何か情報がありますか。
- 事務局 失礼します。本件については2月の委員会で報告させていただきましたが町に対し、農振除外の同意にあたり道路整備を検討するよう付帯意見と各委員から出た意見の要約を提出、また、直接町長に内容の報告を行っております。申請地に隣接する町道、農道及び造成区域内の道路については改良等のうえ町道認定の見込みで開発協議がなされています。ご指摘の開発区域以外の道路等の改良については町長に報告を行った際に「意見は承知したが現状での回答は控える」との回答を受けています。町における検討はこれからになると考えます。以上です。
- 今井委員 申請区域外で現状において道路改良の計画はあるのでしょうか。申請地の南側も宅地造成が見込まれています。また、選果場からの運送用大型トラックの出入りもあります。町として大丈夫ですか。考えておられますか。ということを知りたいのです。
- 議長（会長） 今井委員さんのご意見も理解できるところです。民間業者は営利追及であり開発区域以外は手を出しません。町において都市計画のもとに開発を行う場合とは違うと思います。そのあたりを委員会として制限をかけることができるかできないかといえ法的には難しいと思います。
- 栄田推進委員 4番推進委員の栄田です。水路のことを頭に入れて欲しいのですが今回申請区域の南に市民農園と排水路があります。過去には排水路がオーバーフローして市民農園が冠水したことがあります。排水が私都川に放流できず滞ったことが原因だと思います。宅地造成により改修されたコンクリート水路により流速があがり排水がより困難になることが心配されます。私都川の河川改修が計画されており緩和されることも見込まれますが実施まで時間がかかるようです。後で失敗だったとならないようにする必要がありますと思います。
- 議長（会長） 栄田推進委員は下流に対しても検討しなといけない。途中の農地が冠水する可能性が増すということですね。
- 栄田推進委員 上流に住宅を建てたことで田んぼの保水力が失われ下流に排水が溜まりやすくなると。そうするとこれを計画することでいろんな心
-

- 栄田推進委員 配があるということを農業委員会として言うておく必要があるんじゃないかということです。
- 今井委員 町としての考えはどうなんでしょうか。事務局どうですか。
- 事務局 失礼します。この件は5,000㎡以上の宅地造成でありますので八頭町では開発協議の事前協議に関する条例に基づき事業計画を審査しております。5月30日付けで町に申請がありまして条例に基づく審議会を設置。八頭県土事務所からも委員として出ていただいたところです。この中で先ほど栄田委員からご質問いただいた内容も出ています。「水路断面が足りているのか」「盛土を最高90cm行うことで県条例に抵触しないのか」なども審議されています。町は審議会の状況を踏まえ開発行為の施工に関し協定を締結しております。町、担当課は企画課でございますが開発行為を承諾しているところです。町といたしましてはこの協定に基づき災害防止に関わり完了検査も行うこととしております。現状では農業委員会の審議と並行して町も審査し、事業計画を承認している状況であることを報告させていただきます。
- 栄田委員 基準に適合しているようですが2週間前の雨でも水路が溢れた実態も現にあります。
- 議長（会長） その他ございませんか。上田推進員どうぞ。
- 上田推進委員 先ほど申請地横の町道を大型トラックが通行するとの話がありました。交通規制をすることは難しいと思いますが関係者や地域の方と話をされてよい方法を出していただければと思います。以上です。
- 議長（会長） この申請案件については皆さんから出た意見、心配事、懸念をまとめまして町に要望していくことにしてはどうかと思います。なお、この案件は3,000㎡以上の開発行為でありますので鳥取県農業会議の常設審議委員会で審議する案件でもあります。下水はもちろん特に雨水の問題についてもしっかりと審議されます。実は明日13日に東部の担当委員が現地確認を行うことになっております。栄田推進委員がおっしゃったように大規模な被害が出るようなことは絶対にあってはならない。農業に支障をきたすようなことになってはいけません。
- その他質問はございませんか。無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第4号 非農地証明について審議を行います。受付番号1-1について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 非農地証明について説明します。</p> <p>これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号1-1について説明します。</p> <p>【議案第4号 受付番号1-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：野町地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積：971 m²</p> <p>土地の所在地：野町地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積：254 m²</p> <p>場所につきましては、野町集落の北西の農地になります。</p> <p>理由につきましては、申請地は昭和50年頃より耕作しておらず、現在は原野となっている状態です。</p> <p>この農地は、農振農用地区域外の第2種農地です。</p> <p>以上です。 【スライド現地説明】</p>
議長 (会長)	<p>この件につきましては、8番 田中正則委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。</p>
田中委員	<p>報告をさせていただきます。6月24日に今井委員、安部推進委員と事務局2名の5名で現地確認をさせていただきました。ただいま事務局より報告があったとおりです。この土地は以前からですけれども農地パトロールをしておりますして赤判定としている土地であります。そういうことで問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
議長 (会長)	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)

議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号2-2について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号2-2について説明します。 【議案第4号 受付番号2-2 朗読後、説明】 土地の所在地：下野地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積：307 m ² 場所につきましては、下野集落の南東の農地になります。 理由につきましては、申請地は昭和年月日不詳より物置敷地として利用されており、現在は宅地となっている状態です。 この農地は、農振農用地区域外の第2種農地です。 以上です。 【スライド現地説明】
議長（会長）	この件につきましては、6番 谷尾友枝委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。
谷尾委員	報告します。6月24日に山根委員、山本推進委員、上月推進委員と事務局で現地確認を致しました。事務局の報告のとおりで随分前から宅地、住宅が建っておりました。ちょうど申請者が近くの畑におられたので直接聞くと正しくしておきたいとの気持ちで畑のままの登記地目を宅地にしたいとお考えがあるようでした。改めまして7月7日に代理人の法書士さんにお話を伺ったところ宅地にしたいとのことで問題はないとのことでしたので報告させていただきます。よろしく申し上げます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）

議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。以上で非農地証明の申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の42ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>八頭町長から令和4年6月30日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>今月は通常の利用権が、新規のみで3件です。面積は、田が1,435㎡（2筆）、畑が112㎡（1筆）で合計1,547㎡（3筆）です。</p> <p>また、中間管理事業分が、新規3件、更新2件、合計5件です。面積は田が12,683㎡（8筆）、畑が2,380㎡（1筆）合計15,063㎡（9筆）です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。</p>
議長（会長）	<p>通常の利用権設定分 受付番号17-1から19-3について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。通常の利用権設定分 受付番号17-1から19-3について、申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、中間管理事業分 受付番号79-1から83-5について審議を行います。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>

議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。中間管理事業分 受付番号 79-1 から 83-5 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第5号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第8 議案第6号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の44ページをご覧ください。</p> <p>議案第6号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和4年6月30日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。整理番号120-1から126-7について説明します。</p> <p>先ほどの議案第5号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 15,063 m²（9筆）と、既に機構へ貸付けられている農地 9,654.5 m²（3筆）の合計 24,717.5 m²（12筆）を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。</p> <p>地域の担い手法人3社へ 14,817 m²（7筆）、その他3名の個人耕作者へ 9,900.5 m²（5筆）を配分するものです。以上です。</p>
議長（会長）	<p>それでは審議を行います。整理番号120-1から126-7につきまして審議を行います。</p> <p>これらにつきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。整理番号120-1から126-7につきまして、申請どおり決定します。</p> <p>以上で日程第8 議案第6号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。</p>

-
- 議長（会長） 続きますして日程第9 その他について事務局よりお願いします。
- 事務局
- 違反転用案件について
 - 令和4年度全国農業委員会会長大会議決事項について
 - 次回の農業委員会開催日時について
- 次回の農業委員会は8月12日（金）13時30分から船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。
- 議長（会長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
- 委員一同 （なし）
- 議長（会長） 無いようですので、以上で第4回農業委員会を終了します。
- 終了（15時35分）